

平成以降の家計の 税・社会保険料負担の推移

金融調査部 是枝 俊悟／平石 隆太

要 約

総務省「家計調査」の「二人以上の勤労者世帯」を用いて、1988年～2023年における家計の税・社会保険料負担を分析した。

実質でみた家計の実収入については、女性の収入が増加したものの、世帯主収入が減少したため、2023年は1988年とほぼ同水準にとどまる。税・社会保険料負担率は1988年の20.6%から2023年には25.9%に上昇している。内訳を見ると、間接税負担率の上昇分が直接税負担率の低下分により打ち消され、ほぼ社会保険料負担率の上昇分だけ負担率が上昇した。2023年の実質可処分所得は1988年比で月1.1万円減少し、実質消費はそれ以上に同5.3万円減少した。所得五分位別に見ると、直接税の累進性が緩和される一方、比例的な社会保険料、逆進的な間接税のウエイトが高まり、所得階級別の税・社会保険料負担率の差が大きく縮小している。

少子高齢化の進展を踏まえると、最大限の改革を行ったとしても、いずれ社会保険料率や消費税率の引き上げの議論は避けられないだろう。その際には、低所得世帯に過度な負担とならないよう、給付付き税額控除の実施など、直接税の累進性を強化する必要があるだろう。

目 次

はじめに

- 1章 家計全体の税・社会保険料負担の変化
- 2章 所得階級別の税・社会保険料の負担率の変化
- 3章 政策的示唆

はじめに

2024年の衆議院選挙では、自由民主党・公明党の与党が過半数割れし、「手取りを増やす」というスローガンを掲げた国民民主党が躍進した。躍進の背景には、物価高が続く中、賃金の増加だけではなく税・社会保険料の負担の軽減についても世論の関心が高まっていることが考えられる。

本稿では、1988年（平成になる直前の暦年）から2017年までの家計の税・社会保険料負担を分析した過去のレポート（是枝（2018））を更新し、1988年から直近2023年までの家計の税・社会保険料負担について分析する。加えて、分析で得られた結果から、政策的示唆を提示する。

分析のポイントとなるのは、①世帯収入、②可処分所得、③税・社会保険料負担率、④直接税負

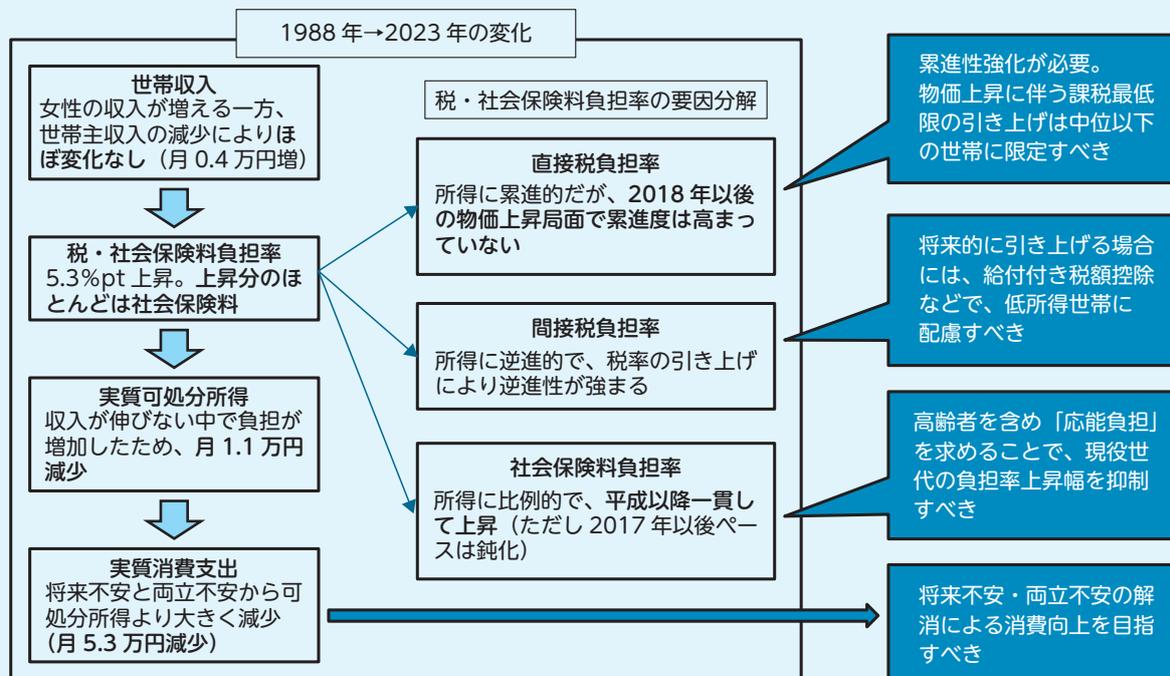
担率、⑤間接税負担率、⑥社会保険料負担率である。

これらのポイントについて1章では全国平均値で、2章では所得五分位別に分析する。1988年と直近の2023年を比較しながら、必要に応じて平成最後の暦年である2018年やコロナ禍の2020年とも比較する。3章では、1章および2章の分析をもとに政策的示唆を示す。

結論を先取りすると、図表1のようになる。世帯収入は、女性の収入が増加する一方で、世帯主収入が減少しているため、実質だと2023年は1988年と同程度にとどまる。

税・社会保険料負担率は、1988年から2023年にかけて5.3%pt上昇し、上昇分の大半を社会保険料が占める。家計の税・社会保険料を控除した実質可処分所得は、1988年から2023年に

図表1 税・社会保険料負担率の構造



（注）金額は1988年を基準とした実質額による。
（出所）大和総研作成

かけて、月 1.1 万円減少している。

実質消費支出は、若年層の将来不安や共働き世帯の両立不安の影響もあり、実質可処分所得よりも減少幅が大きく、1988 年から 2023 年にかけて、月 5.3 万円減少している。このため、財源を含む社会保障の将来像の提示、働き方改革や男性の家事・育児参加の促進で、将来不安と両立不安を解消し消費を拡大させる必要がある。

所得五分位階級別に見ると、1988 年から 2023 年にかけて、累進的な直接税負担率が低下し、比例的な社会保険料負担率、逆進的な間接税負担率のウエイトが上昇したため、所得による税・社会保険料負担率の差は縮小した。今後、社会保障財源確保のために消費税率や社会保険料率を引き上げる際には、直接税の累進性の強化が必要だろう。

2018 年以降の物価上昇局面においても直接税の累進性は強まっていない。そのため、物価上昇に伴い課税最低限を引き上げるとしても、中位より上の世帯にまで減税を行う必要性は乏しいことが示唆される。

1 章 家計全体の税・社会保険料負担の変化

1. データの特性

1) 「家計調査」などをもとに家計の負担を振り返る

分析に用いる統計は、主に総務省「家計調査」

における「二人以上の勤労者世帯」（1999 年以前は農林漁家世帯を除き、2000 年以降は農林漁家世帯を含む。以下同じ。）である¹。

「家計調査」では、家計が実際に負担した直接税（所得税、住民税、固定資産税など）と社会保険料（健康保険料、年金保険料など）の各年の金額が集計されている。家計が負担した間接税（消費税、酒税、たばこ税、1988 年度まで存在した物品税など）については集計されていないが、家計の各年の消費支出に、各年における間接税の実効税率を乗じることで推計できる。

各年における間接税の実効税率については、1988 年～2003 年までは上村（2006）の先行研究において推計された値（暦年換算値）を用いた²。2004 年～2023 年については、上村（2006）における推計最終年度である 2003 年度の値をそのまま用いた（ただし、消費税率の 5% から 8%、8% から 10% への引き上げ後の 2014 年～2023 年については、消費税率引き上げによる実効税率上昇分を加味した）³。

2) 「二人以上の勤労者世帯」の変化

「二人以上の勤労者世帯」は、「家計調査」において、現役世代の収入と支出を確認でき、かつ平成以降一貫して利用できる統計の中で、最もカバーする世帯の範囲が広い。このため、「家計調査」を用いて現役世代の一般的な世帯の、平均的な収入・支出（税・社会保険料負担を含む）を推計するためには、「二人以上の勤労者世帯」の平均値

1) 家計調査における「勤労者世帯」とは、世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯をいう（ただし、世帯主が社長、取締役、理事など会社団体の役員である世帯を除く。「二人以上の勤労者世帯」とは世帯人員が 2 人以上で、世帯主が勤労者である世帯である（勤労者が 2 人以上の世帯とは限らない）。

2) 上村（2006）では、家計調査の支出品目や各間接税の税収等をもとに、1960 年度から 2003 年度までの家計の消費支出に対する間接税の実効税率を推計している。

3) 2003 年度以降の個別品目への間接税（酒税、たばこ税など）の改正は反映していない（ただし、これによる間接税負担額の誤差は 2023 年時点の平均で 1 世帯月 0.1 万円程度と推定される）。

を用いるのが適当と考える。

もっとも、「二人以上の勤労者世帯」はあくまで日本の総世帯数の一部を占めるにすぎない点に留意が必要だ。図表2は日本全体の世帯構成の変化を示すものである。

日本の総世帯数に占める「二人以上の世帯」の比率は、平成以降一貫して低下傾向にある。一方「二人以上の世帯」に占める「二人以上の勤労者世帯」の比率は、1988年から2017年にかけては高齢化により低下したが、2017年から2023年にかけては高齢者の就労が進むことにより上昇した。日本の総世帯数に占める「二人以上の勤労者世帯」の比率は、1988年の49.52%から2017年には32.49%に低下したが、2023年には少し上昇して33.49%となった。

「二人以上の勤労者世帯」の姿も平成以降、大きく変化している。世帯主の平均年齢は高齢化や晩婚化により、1988年の43.7歳から2023年には50.4歳に上昇し、少子化により平均世帯人員は3.74人から3.23人に減少した。他方、女性の就業率上昇により、平均有業人員は1.63人

から1.78人に増加している。

2. 全国平均値で見た税・社会保険料負担の変化

「二人以上の勤労者世帯」の全国平均値について、1988年と2023年の収支（月額）を比較したものが図表3（次ページ）、1988年～2023年の推移をグラフにしたものが図表4（次ページ）である。

1) 名目収入の変化

1988年から2023年にかけて、名目でみた家計の実収入は12.7万円増加した。2020年には、それ以前に実収入が最高だった1997年を上回り、平成以降で最高の水準となった。これは、コロナ禍への対応として、全国民に一律10万円の特別定額給付金が給付されたことも影響しているだろう。もっとも、一律給付の影響がない2022年には2020年を上回る実収入を記録しており、特殊要因を除いても実収入の増加を確認できる。長期の推移で見ると、1988年から1997年まで

図表2 「二人以上の勤労者世帯」の姿の変化

年		各年の値			変化幅		
		1988	2017	2023	1988→2017	2017→2023	1988→2023
日本の総世帯数に占める割合	単身世帯	23.09%	34.53%	37.97%	11.45%pt	3.44%pt	14.88%pt
	二人以上の世帯	76.91%	65.47%	62.03%	-11.45%pt	-3.44%pt	-14.88%pt
	二人以上の勤労者世帯	49.52%	32.49%	33.49%	-17.03%pt	1.00%pt	-16.03%pt
	二人以上の「勤労者世帯以外の世帯」	27.39%	32.98%	28.54%	5.59%pt	-4.44%pt	1.15%pt
二人以上の勤労者世帯の統計値	世帯主の平均年齢（歳）	43.7	49.1	50.4	5.4	1.3	6.7
	平均世帯人員（人）	3.74	3.35	3.23	-0.39	-0.12	-0.51
	平均有業人員（人）	1.63	1.74	1.78	0.11	0.04	0.15

(注) 日本の総世帯数に占める単身世帯と二人以上の世帯の投分は最も近い公表済年（1988年⇒1990年、2017年⇒2015年、2023年⇒2020年）の総務省「国勢調査」による。二人以上の世帯の勤労者世帯と「勤労者世帯以外の世帯」の投分は総務省「家計調査」による。
(出所) 総務省「家計調査」および総務省「国勢調査」をもとに大和総研作成

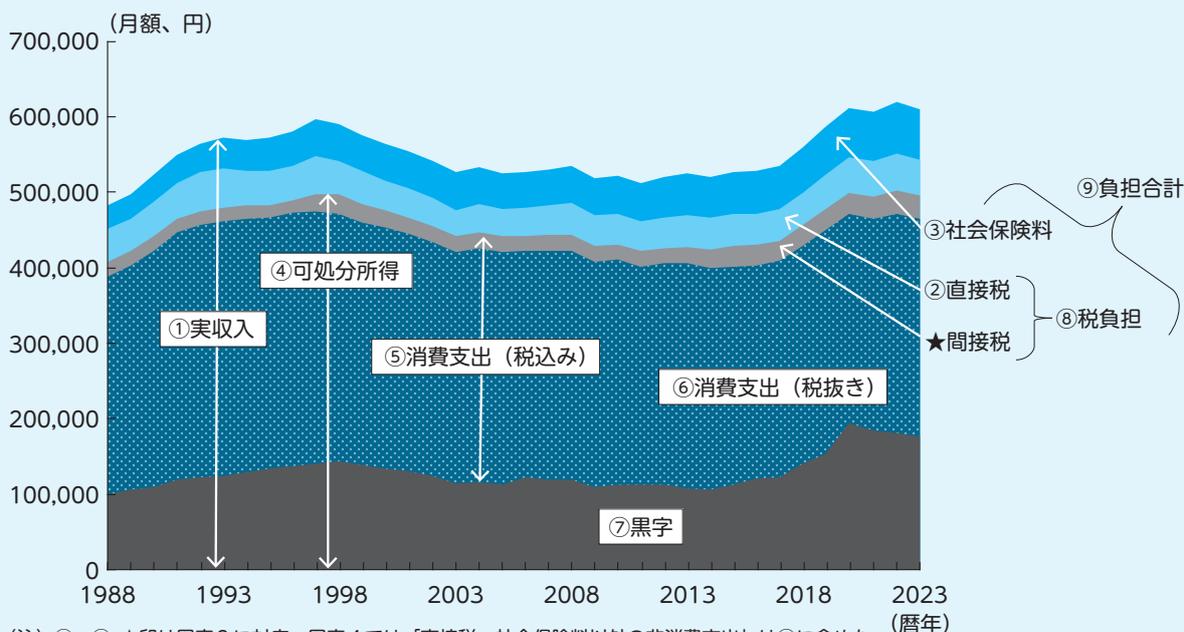
図表3 家計（「二人以上の勤労者世帯」の全国平均値）の収支

(月額、単位：円)	1988年		2023年		名目の変化		実質の変化	
	名目・実質	名目	実質	変化額	変化率	変化額	変化率	
① 実収入	481,250	608,182	485,519	126,932	26.4%	4,269	0.9%	
勤め先収入	453,320	554,801	442,904	101,481	22.4%	-10,416	-2.3%	
うち世帯主	394,956	441,862	352,743	46,906	11.9%	-42,213	-10.7%	
うち世帯主の配偶者（女）	43,195	94,883	75,746	51,688	119.7%	32,551	75.4%	
社会保障給付	10,237	36,912	29,467	26,675	260.6%	19,230	187.9%	
② 直接税	44,091	46,545	37,157	2,454	5.6%	-6,934	-15.7%	
③ 社会保険料	30,923	66,896	53,404	35,973	116.3%	22,481	72.7%	
④ 可処分所得（≒①-②-③）（注）	405,938	494,741	394,957	88,803	21.9%	-10,981	-2.7%	
⑤ 消費支出（税込み）	307,204	318,755	254,466	11,551	3.8%	-52,738	-17.2%	
★ うち間接税	18,147	30,342						
⑥ 消費支出（税抜き）（=⑤-★）	289,057	288,413		-644	-0.2%			
⑦ 黒字（=④-⑤）	98,733	175,986	140,492	77,253	78.2%	41,759	42.3%	
黒字率（=⑦/④）	24.3%	35.6%	35.6%					
平均消費性向（=⑤/④）	75.7%	64.4%	64.4%					
⑧ 税負担（=②+★）	62,238	76,887						
⑨ 負担合計（=②+③+★）	93,161	143,783						
税・社会保険料負担率（=⑨/勤め先収入）	20.6%	25.9%						

(注) 「家計調査」の「可処分所得」は上記①から②と③のほか「直接税・社会保険料以外の非消費支出」（借入金の利子など）を控除した金額。「直接税・社会保険料以外の非消費支出」は1988年～2023年のうち最も多い年でも全国平均で月額452円である。実質値は、税込み価格をCPI（持家の帰属家賃を除く総合）により1988年の物価に換算した金額。物価変動に間接税の変動分を含むため、実質ベースでは一部の項目につき同一の尺度で比較できない。

(出所) 総務省「家計調査」および上村（2006）をもとに大和総研作成

図表4 家計（「二人以上の勤労者世帯」の全国平均値）の収支の推移（名目）



(注) ①～⑨・★印は図表3に対応。図表4では「直接税・社会保険料以外の非消費支出」は②に含めた。

(出所) 総務省「家計調査」および上村（2006）をもとに大和総研作成

は増加傾向にあり、その後、1998年から2011年までは減少傾向であった。2012年以降は再び増加傾向で推移している。

勤め先収入のうち、世帯主の収入は1988年から2023年にかけて4.7万円増（11.9%増）にとどまるのに対し、世帯主の配偶者（うち女性分）については、同5.2万円増（119.7%増）となっている（図表3）。女性の就労が進んだことで、世帯の名目実収入が押し上げられていることが分かる。

また、社会保障給付の増加も名目の実収入増加の要因となっている。児童手当の拡充や、年金給付を受けながら働く高齢者の割合の上昇が、勤労者世帯への社会保障給付を増加させた。社会保障給付は1988年には1.0万円であったのに対し、2023年には3.7万円に増加している。

2) 実質収入の変化

実収入につき実質でみると、名目とは異なる傾向を確認できる。税込み価格で換算した実収入⁴は、平成期のピークである1997年の水準を更新できておらず、2023年は1988年比で0.4万円増にとどまる。

世帯主の勤め先収入は1988年から2023年にかけて4.2万円減少しており、世帯主の配偶者（うち女性分）は同3.3万円増加しているものの、世帯の勤め先収入は同1.0万円減少している。

主に世帯主の配偶者の就労によって名目実収入は増加しているが、物価上昇には追い付いていないことが読み取れる。

3) 直接税・社会保険料の変化

社会保険料は、1988年から2023年にかけて名目で3.6万円、実質で2.2万円増加している。名目の社会保険料は平成以降ほぼ一貫して増加してきたが、実質の社会保険料は2017年に厚生年金保険料率の引き上げが終了した後は、ほぼ横ばいで推移している。

直接税は、1988年から2023年にかけて名目では0.2万円増加しているが、実質では0.7万円減少している。

名目の直接税は、2000年代に減少した後、2012年以降増加に転じているが、これは物価上昇に伴って直接税も増加したにすぎず、実質の直接税は1998年頃から概ね横ばいで推移している。

所得税や住民税の課税最低限や各税率が適用される課税所得金額は、1995年以降、原則変更されていない⁵。理論的には、課税最低限や各税率が適用される課税所得金額が固定されたまま、物価や名目賃金が上昇した場合、これらの伸び以上に税額が増加する「ブラケット・クリープ」という現象が生じる。しかし、実際には、物価上昇分程度にしか直接税は増加しておらず、実質の直接税はほぼ横ばいで推移しており、家計を全体としてみた際にはブラケット・クリープを観測できない。

世帯の名目賃金が増加しているにもかかわらず、ブラケット・クリープが観測されなかった要因としては、名目賃金の稼ぎ手の構成比が変化したことが挙げられる。

この間の世帯の名目賃金の増加は、主に世帯主の配偶者の賃金の増加によってもたらされている。世帯主の配偶者は、世帯主よりも名目賃金が

4) 持ち家の帰属家賃は家計調査における収入・支出の両方に含まれないことから「CPI（消費者物価、持家の帰属家賃を除く総合）」を用いて実質化した。

5) 2007年の税源移譲により、所得税と住民税の税率の内訳は変更されているが、合計税率に変更はない。

低いために適用される税率が低い。このため、世帯の名目賃金が増加した割には直接税の負担の増加が抑えられたと考えられる。

4) 可処分所得・消費・間接税の変化

1988年から2023年にかけて、可処分所得は名目では8.9万円増加しているが、実質では1.1万円減少している。実質可処分所得は、平成・令和を通じて総じて伸びず、暮らし向きの改善は感じにくかったものと考えられる。

消費は可処分所得よりも大きく落ち込んでいる。1988年から2023年にかけて、名目での税込みの消費支出は1.2万円増加しているが、消費支出額から間接税分を除いた、税抜き消費支出はほぼ横ばいとなっている。実質ベースの税込みの消費支出では、5.3万円減少している。

平均消費性向（可処分所得に占める消費支出（税込み）の割合）は、1988年の75.7%から2023年は64.4%に低下している。

1988年から2023年にかけて、間接税は1.2万円増加している。これは、消費税率が0%→3%→5%→8%→10%と引き上げられてきたためである。

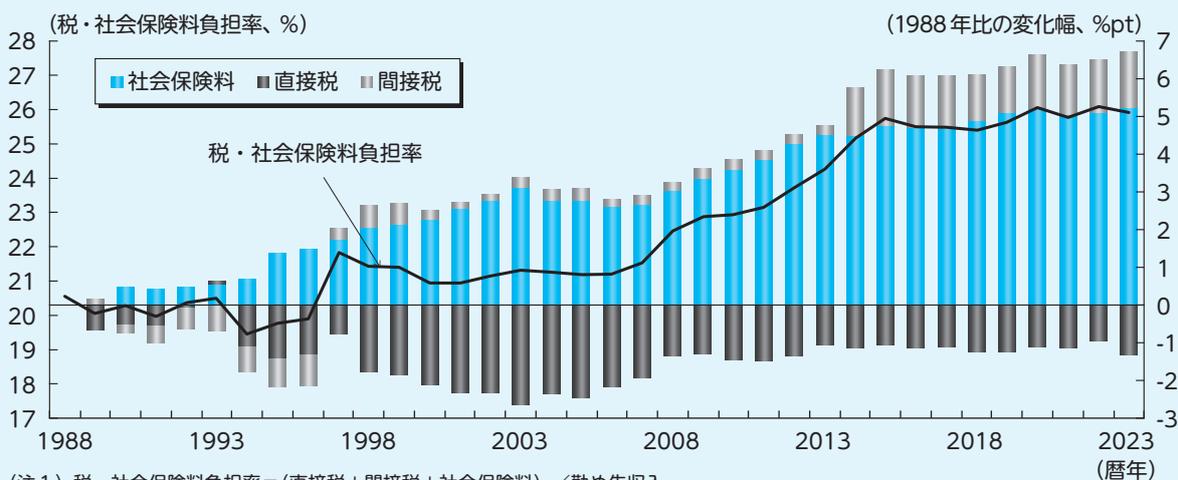
5) 税・社会保険料負担率の変化

「勤め先収入」に占める税・社会保険料の割合（税・社会保険料負担率）⁶と、1988年比の変化幅の内訳を示したものが図表5である。

税・社会保険料負担率は、1988年から2018年にかけて20.6%から25.4%へと大きく上昇し、以降も緩やかな上昇を続け、2023年には25.9%となっている。厚生年金保険料率の引き上げが2017年9月（暦年ベースでは2018年）に終了したため、2018年以降の上昇ペースは緩やかになった。

1988年以降の累計では、間接税負担率の上昇分を直接税負担率の低下分が打ち消し、社会保険料負担率の上昇分だけ税・社会保険料負担率が上

図表5 家計（二人以上の勤労者世帯・全国平均）の税・社会保険料負担率の推移



(注1) 税・社会保険料負担率=(直接税+間接税+社会保険料)÷勤め先収入。
(注2) 棒グラフは1988年比の税・社会保険料負担率の変化幅の内訳を指す(右軸)。
(出所) 総務省「家計調査」および上村(2006)をもとに大和総研作成

6) 社会保障給付の多くが非課税となることの考慮や高齢の世帯に支給される公的年金の影響を除外する点から、ここでは(「実収入」ではなく)「勤め先収入」に占める税や社会保険料の割合を「負担率」とした。

昇する傾向が続いている。平成以降における家計の負担増はほぼ社会保険料によるものといえる。

2章 所得階級別の税・社会保険料の負担率の変化

1. 所得階級別負担率の概況

前章では「二人以上の勤労者世帯」の収入・支出（税・社会保険料負担）の平均値の推移を見てきたが、所得水準の高低により収入に占める税・社会保険料の割合は異なる。

所得が多い順に5つのグループに分けた、所得五分位別の「勤め先収入」に占める税・社会保険料の負担率の推移を示すと、次の図表6の通りとなる。

平成の間に、所得最上位グループと最下位グループの税・社会保険料負担率の差が縮まった。

令和に入ってもその傾向は継続しており、所得のより低いグループの方が負担率の上昇幅が大きい。

2018年と2023年を比較すると、最上位グループの上昇幅が0.2% pt (27.5%⇒27.7%)である一方、中位のグループの上昇幅は0.4% pt (24.5%⇒24.9%)、最下位グループの上昇幅は0.9% pt (23.8%⇒24.7%)である。また、最上位グループと中位のグループの税・社会保険料負担率の差は3.0% pt から2.8% pt に、中位のグループと最下位グループの税・社会保険料負担率の差は0.7% pt から0.2% pt にそれぞれ縮まっている。

2023年には、最下位グループと下位から2番目のグループで税・社会保険料負担率の逆転が生じ、最下位グループと中位のグループの差もほとんどなくなっている。

この原因は、所得税の累進性の緩和と逆進性を持つ間接税のウエイトの高まりであると考えられる。

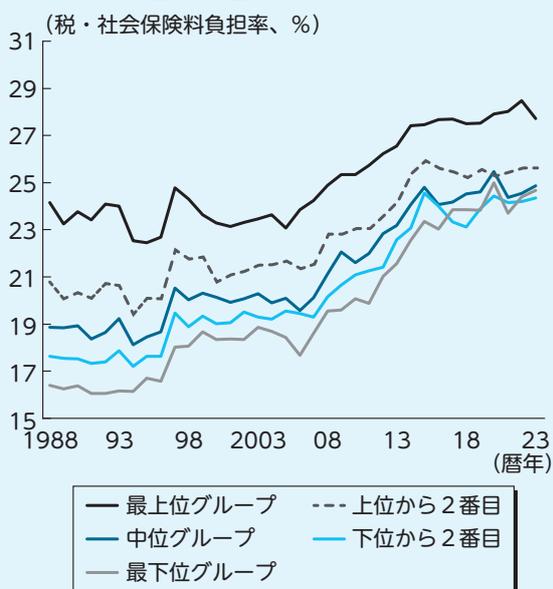
2. 直接税負担率

直接税負担率（「勤め先収入」に占める直接税の割合）は、1988年から2005年頃にかけて、最高税率の引き下げや各種控除の拡大、定率減税の導入などによって低下している（図表7参照）。その後、2006年頃からは、定率減税の縮小・廃止、各種控除の縮小などにより上昇している。

どの年においても、所得が高いグループほど直接税負担率が高くなっているが、その差は縮まり、累進性は弱まってきている。

1988年と2005年の直接税負担率を比較すると、いずれのグループでも負担率は低下した。ただ、所得階級別で見ると、最上位グループでは

図表6 所得五分位別の家計の税・社会保険料負担率の推移



(注) 税・社会保険料負担率=(直接税+間接税+社会保険料)/勤め先収入。
 (出所) 総務省「家計調査」および上村(2006)をもとに大和総研作成

4.5% pt (14.3%⇒9.8%) 低下したのに対して、最下位グループでは0.6% pt (4.4%⇒3.8%) の低下にとどまり、両者の直接税負担率の差が縮まった。この間の所得税減税は、高所得世帯に大きな負担軽減をもたらしていた。

2005年から2018年にかけては、いずれのグループでも直接税負担率が上昇したが、最上位グループでは1.6% pt (9.8%⇒11.4%) 上昇、最下位グループでは1.4% pt (3.8%⇒5.2%) 上昇と、上昇幅はほぼ同程度で、直接税負担率の差はほぼ同程度に保たれた。この間の定率減税の縮小・廃止や各種控除の縮小などは全ての所得階級に概ね同程度の負担をもたらしていた。

2018年から2023年にかけては、最上位グループ (11.4%⇒11.1%)、上位から2番目のグループ (8.3%⇒8.1%)、中位グループ (7.2%⇒7.0%) ではいずれも低下しているのに対し、下位から2番目のグループ (6.0%⇒6.2%) と

最下位グループ (5.2%⇒5.3%) ではいずれも上昇しており、直接税負担率の差が縮まっている。

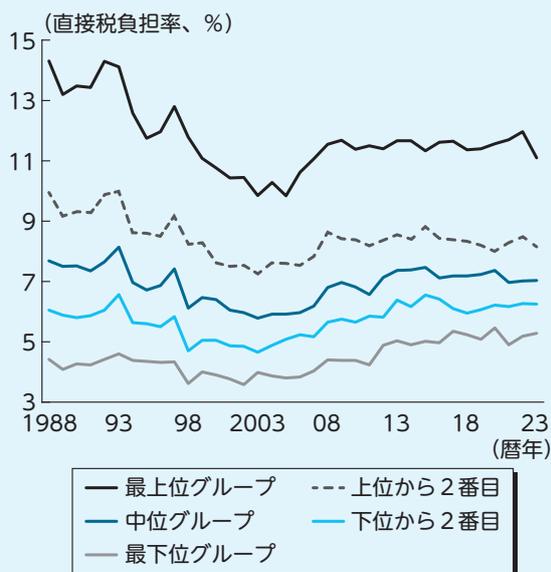
この間に、税負担に大きな影響を及ぼす税率や控除の見直しは行われていないが、女性の就労が急速に進んだことが直接税負担率に影響を及ぼしたと考えられる。

図表8は、所得五分位別の「勤め先収入」に占める「世帯主の配偶者」の割合の推移を示すものである。

2018年から2023年にかけてのこの割合の上昇幅は、所得の高い世帯ほど大きく、最下位グループでは0.4% pt (10.1%⇒9.7%) 低下したのに対し、最上位グループでは3.9% pt (17.8%⇒21.7%) 上昇している。

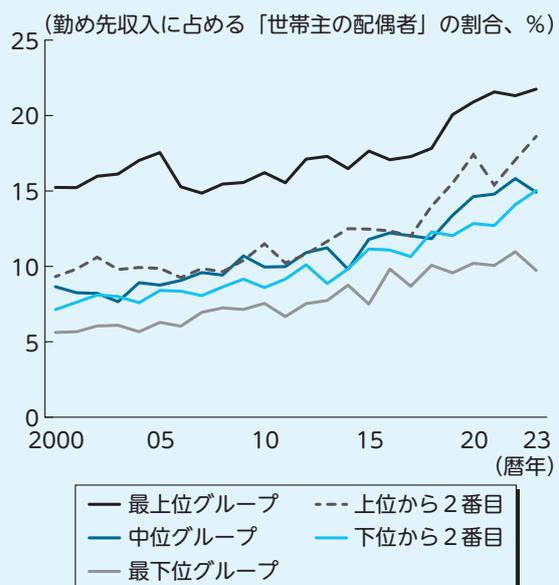
日本の所得税・住民税の課税単位は世帯でなく個人であるため、同じ世帯収入であれば、夫婦の収入がより均衡している世帯ほど税負担が少なくなる特徴を持つ。

図表7 所得五分位別の家計の直接税負担率の推移



(注) 直接税負担率=直接税/勤め先収入。
(出所) 総務省「家計調査」をもとに大和総研作成

図表8 勤め先収入に占める「世帯主の配偶者」の割合の推移



(出所) 総務省「家計調査」をもとに大和総研作成

令和に入り、夫婦いずれも正規雇用であるなど、世帯収入が高所得となる世帯が増えている。しかし、個人単位課税の下では世帯として高所得でも、夫婦それぞれの所得が平均程度であれば税負担率は高くない。2018年から2023年にかけて、物価や世帯の名目賃金が上昇しているにもかかわらず、中位以上の所得の世帯で直接税負担率が低下していたのは、配偶者の所得増加が要因であった。

一方で、低所得世帯ほど、勤め先収入に占める世帯主の割合が高いため、世帯所得の割に直接税負担率が高まりやすい。このため、低所得世帯ほどブラケット・クリープの影響を受けていると言えよう。

3. 間接税負担率

間接税負担率（「勤め先収入」に占める間接税の割合）は、1997年4月・2014年4月の消費税税率引き上げ時に上昇している。他方、1989年4月の消費税導入時には間接税負担率の顕著な上昇は見られない⁷⁾。

1989年から1996年にかけて間接税負担率が下がっているのは、1991年10月に消費税の非課税品目が拡大される（居住用住宅の家賃などが非課税となる）など、この間に実質的な消費税の減税が行われたためと考えられる。

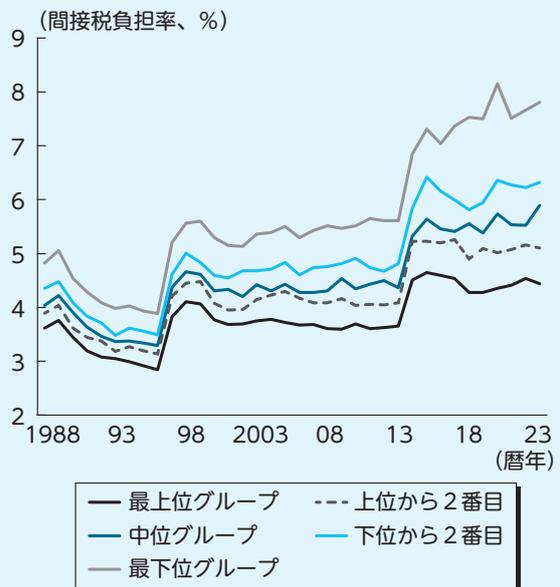
2019年10月に実施された消費税の10%への引き上げの影響を確認すると、2019～2021年の全所得階級平均の間接税負担率は、2019年5.2%、2020年5.4%、2021年5.3%であり、2014年の8%への引き上げ時ほどの負担率の上昇⁸⁾はみられない。これはコロナ禍による消費の

落ち込みが一因と考えられる。

所得五分位別に見ると、2019年から2020年にかけて、中位以下の世帯で間接税負担率が上昇していた（図表9参照）。これは所得が低いグループほど、コロナ禍で勤め先収入が減少する一方、外食・旅行等の「不要・不急」の消費がそもそも少ないため消費支出の減少が小幅にとどまったためとみられる。

もっとも、2020年は一律10万円の特別定額給付も行われており、この一律給付は低所得世帯ほど所得に比して大きな割合を占めた。給付も含めた可処分所得に対する平均消費性向で見れば、所得階級による違いはほぼなかった。10万円の給付がコロナ禍の低所得世帯の生計を支えたことが確認できる。

図表9 所得五分位別の家計の間接税負担率の推移



(注) 間接税負担率=間接税/勤め先収入。
(出所) 総務省「家計調査」および上村(2006)をもとに大和総研作成

7) 上村(2006)の分析結果と同様である。

8) 2013年の全所得階級平均の間接税負担率が4.3%であったのに対し、2014年には同5.3%と1%ptの上昇であった。

長期の視点で見ても、所得が低いグループほど間接税負担率が高く、その差が拡大する傾向が続いている。2018年と2023年の間接税負担率を比較すると、最下位グループでは0.3% ptの上昇(7.5%⇒7.8%)であるのに対し、最上位グループでは0.1% ptの上昇(4.3%⇒4.4%)とほぼ横ばいにとどまっている。

消費税を含む間接税は所得のうち消費に回す部分だけに課税される(消費に回さない部分には課税されない)。このため、間接税負担率は平均消費性向に大きく影響を受ける。

図表10は、所得五分位別の平均消費性向の推移を示すものである。

所得階級ごとの平均消費性向の差は、就職氷河期にあたる1998年から2005年頃に拡大しており、それ以外の時期では、概ね所得階級ごとの差を同程度に保ったまま上下に変動している。

2020年のコロナ禍に平均消費性向が大きく落

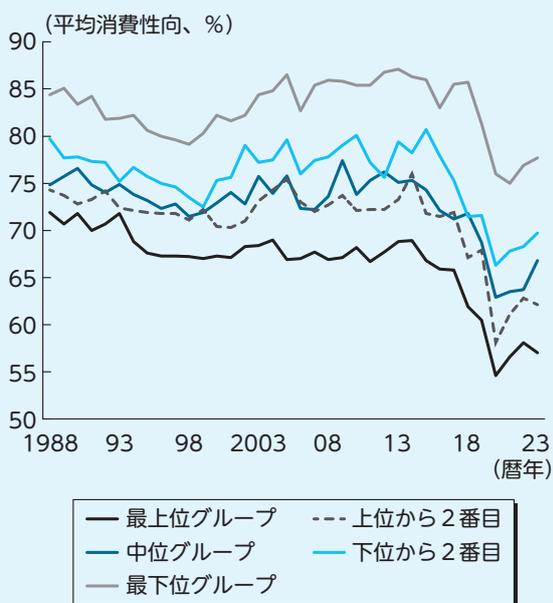
ち込んだ後、2023年にかけて少しずつ回復しているものの、コロナ前より大幅に低い水準にとどまっている。コロナ禍の消費行動の変化が、一時的なものでなく、消費の習慣そのものを変えたことも考えられる。

4. 社会保険料負担率

所得階級別の社会保険料負担率(「勤め先収入」に占める社会保険料の割合)の格差は小さい(図表11参照)。

「勤労者世帯」の多くは、健康保険(健康保険組合、協会けんぽ(旧・政管健保)または共済組合)と厚生年金(旧・共済年金を含む)に加入している。これらの社会保険料は、原則として「勤め先収入」に対して保険料率を乗じて決まる。保険料率は加入する制度により異なるが、その差は小さく、所得税や住民税と違って「所得控除」に類する制度はないため、所得の違いによる社会保

図表10 所得五分位別の平均消費性向の推移



(注) 平均消費性向=消費支出(税込み)/可処分所得。
(出所) 総務省「家計調査」をもとに大和総研作成

図表11 所得五分位別の家計の社会保険料負担率の推移



(注) 社会保険料負担率=社会保険料/勤め先収入。
(出所) 総務省「家計調査」をもとに大和総研作成

保険料負担率の差は小さい。

2002年までは、最上位グループの社会保険料負担率が他の階級よりも低く、社会保険料に若干の逆進的な特徴が見られた。2003年3月までは、月給のみに社会保険料が課され、賞与には原則として社会保険料が課されていないため、年収に占める賞与の割合が高い高所得世帯ほど社会保険料負担率が低くなっていた。

しかし、月給と賞与に同率の社会保険料を課す「総報酬制」が導入された2003年4月以降は、最上位グループと他のグループの社会保険料負担率の差はほぼなくなった。

3章 政策的示唆

1. 物価上昇局面における直接税のあり方

2025年度の税制改正では基礎控除を中心とした課税最低限の引き上げが焦点となった。

理論的には、直接税の課税最低限や各税率が課される課税所得金額が名目値で固定されている場合、物価や名目賃金が増加すると、直接税の負担率が上昇するブラケット・クリープが起こると考えられる。

しかし、本稿の分析においては、中位以上の所得の世帯では、世帯主の配偶者の所得の増加によって直接税負担率の上昇が抑えられていた。2018年以降の物価上昇局面における直接税負担率の上昇は、世帯主の配偶者の所得の増加が少ない低所得世帯でのみ生じている。

物価上昇に伴い低所得世帯の直接税負担率を抑える必要はあるが、中位以上の世帯の直接税負担率も同様に引き下げる必要性は乏しいことが示唆される。

2. 働き方に中立的な社会保障制度の構築

本稿の分析からは、近年、高所得世帯ほど勤め先収入に占める世帯主の配偶者の割合が上昇している傾向が確認できた。

女性が結婚や出産を経ても、正規雇用のまま働き続けられるようになっていることが、世帯所得の向上に寄与している。一方で、女性が専業主婦である世帯および働いても低収入にとどまる世帯との間で世帯所得の差は拡大してきている。

一定収入を超えると社会保険料の支払いが生じ、世帯の手取り収入がかえって減少することとなる「年収の壁」の存在が、女性の収入の格差拡大、および世帯収入の格差拡大をもたらしていることも示唆され、働き方に中立的な社会保障制度の構築が急がれる。

3. 社会保障財源確保の方策

社会保障給付費は1988年度時点ではGDPの11.0%を占めていたが、2022年度では同24.3%と、2倍以上に膨らんでいる（図表12参照）。

図表12 GDP対比の社会保障給付費の推移



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「令和4年度社会保障費用統計」(2024年7月30日)をもとに大和総研作成

社会保障給付費を賄うために、平成以降、社会保険料率が引き上げられるとともに、消費税も社会保障財源に充てられるようになった。

消費税は2009年の税制改正で用途を年金・医療・介護の「高齢者3経費」に特定した目的税となり、2012年の社会保障と税の一体改革法の制定時に、これに少子化対策も含めた「社会保障4経費」に充てることが明確化された。

年金においては、定められた保険料率で賄える範囲に給付を調整する「マクロ経済スライド」が2015年度から機能し始め、財政の目途は概ねついてきた。一方、医療・介護については今後も高齢化の進展とともに給付費の増大が見込まれる。子ども・子育て予算も、「子ども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども一人当たりで見た国の予算の倍増を目指す」⁹こととされており、さらなる財源が必要となる。

今後も、社会保障財源を確保する上では、社会保険料率や消費税率の引き上げが必要と考えられる。しかし、社会保険料は所得に対して比例的、消費税は逆進的な性質を持っており、これらの引き上げは比較的所得の低い者に重い負担を強いることになる。

政府は、「こども未来戦略」において、医療・介護の給付において歳出改革を進めることで「保険料率の上昇を最大限抑制する」¹⁰方針を示しており、着実に実行すべきであろう。また、全世代型社会保障構築会議の報告書に掲げられている通り、「能力に応じて、全世代が支え合う」¹¹仕組みづくりも重要であり、高齢者も含め負担能力がある者に応分の税や社会保険料の負担を求めていく

ことも必要である。

もっとも、これらの改革を最大限行ってもなお、高齢化の進展や少子化対策実施のための給付増を賄うことは困難であり、将来的には消費税や社会保険料率の引き上げによる財源確保も必要と考えられる。

その際には、低所得者に過度な負担とならないよう、直接税における累進性を高める必要があるだろう。場合によっては、給付付き税額控除の導入により、低所得世帯の直接税負担率をゼロやマイナスまで引き下げることも必要になるかもしれない。

4. 将来不安の解消による消費の拡大

間接税の逆進性が強まっているのは、中位以上の所得の世帯において平均消費性向が低下していることも一因である。中位以上の所得の世帯の平均消費性向が上昇すれば、間接税負担率の逆進性が緩和されるだけでなく、個人消費の増加に伴い経済成長率も高まる。

2015年から2019年にかけての平均消費性向の低下は、若年層を中心とした将来不安の高まりが要因であるとの分析もある¹²。また、共働きにより世帯収入が増加しているものの、「女性の将来の収入見込みは男性のそれよりも慎重に見積もられやすく、将来の収入減に備えて現在の消費水準を抑えている可能性」¹³も指摘される。

財源確保の方策を含め、将来の社会保障制度の姿を示し若年層の将来不安を解消すること、働き方改革や男性の家事・育児参加を通じて女性の就業継続の不安を解消することは、いずれも中位以

9) 内閣官房 (2023) p.33 より引用。

10) 内閣官房 (2023) p.30 より引用。

11) 全世代型社会保障構築会議 (2022) p.5 より引用。

12) 廣野・溝端 (2017) を参照。

13) 山口 (2024) p.32 より引用。

上の所得の世帯の平均消費性向の向上に寄与する
だろう。

【参考文献】

- ・ 上村敏之（2006）「家計の間接税負担と消費税の今後—物品税時代から消費税時代の実効税率の推移—」『会計検査研究』33号、pp.11-29
- ・ 是枝俊悟「平成の30年間、家計の税・社会保険料はどう変わってきたか」（大和総研レポート、2018年6月21日）
- ・ 全世代型社会保障構築会議「全世代型社会保障構築会議報告書～全世代で支え合い、人口減少・超高齢社会の課題を克服する～」（2022年12月16日）
- ・ 廣野洋太・溝端幹雄「現役世代の消費を抑制する将来不安の正体」『大和総研調査季報』2017年春季号（Vol.26）、pp.24-37
- ・ 内閣官房「『こども未来戦略』～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」（2023年12月22日）
- ・ 山口茜「消費本格回復のカギは高所得世帯と70～80年代生まれ」『大和総研調査季報』2024年秋季号（Vol.56）、p.32

[著者]

是枝 俊悟（これえだ しゅんご）



金融調査部
主任研究員
担当は、税制、社会保険制度、
会計制度、金融商品取引法

平石 隆太（ひらいし りゅうた）



金融調査部
研究員
担当は、税制、会計制度